

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（案） 新旧対照表

○特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇五（略）</p> <p>六 令第六条の五第一項第二号ニの規定による廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>イ〜ホ（略）</p> <p>へ 法第十五条の四の四第一項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>七 令第六条の五第一項第二号ホの規定によるポリ塩化ビフェニル汚染物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>イ〜へ（略）</p> <p>ト 前号へに掲げる方法</p> <p>八 令第六条の五第一項第二号ホの規定によるポリ塩化ビフェニル汚染物（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>イ〜へ（略）</p>	<p>一〇五（略）</p> <p>六 令第六条の五第一項第二号ニの規定による廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>イ〜ホ（略）</p> <p>七 令第六条の五第一項第二号ホの規定によるポリ塩化ビフェニル汚染物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>イ〜へ（略）</p> <p>八 令第六条の五第一項第二号ホの規定によるポリ塩化ビフェニル汚染物（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>イ〜へ（略）</p>

ト 第六号へに掲げる方法

九 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃油、廃酸又は廃アルカリであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第六号イからへまでに掲げる方法とする。

十 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第七号イからトまでに掲げる方法とする。

十一 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第八号イからトまでに掲げる方法とする。

十二 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物以外のものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第六号ロ、ハ及びへ並びに第七号ハ及びニに掲げる方法とする。

十三 令第六条の五第一項第二号トの規定による廃石綿等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ (略)

九 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃油、廃酸又は廃アルカリであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第六号イからホまでに掲げる方法とする。

十 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第七号イからへまでに掲げる方法とする。

十一 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第八号イからへまでに掲げる方法とする。

十二 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物以外のものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第六号ロ及びハ並びに第七号ハ及びニに掲げる方法とする。

十三 令第六条の五第一項第二号トの規定による廃石綿等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ (略)

ロ 第六号へに掲げる方法

ロ 法第十五条の四の四第一項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に限る。）